

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

## 定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

### 記

#### 1. 監査の対象 選挙管理委員会

- ① 監査の期間 令和 8 年 3 月 2 日から  
令和 8 年 3 月 31 日まで
  
- ② 日程及び実施場所
  - 概要聴取 令和 8 年 3 月 18 日（監査委員事務局）
  - 備品検査 令和 8 年 3 月 12 日（総務課他）
  - 監査講評 令和 8 年 4 月 13 日（監査委員事務局）

#### 2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 6 年度及び令和 7 年度（令和 7 年 5 月末日現在）における選挙管理委員会の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

#### 3. 監査の着眼点

- ① 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ④ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

- ⑤ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑥ 現金物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、調定と収納が会計規則等に則り適正に行われているか。
- ⑧ その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

#### 4. 監査の結果

指摘事項	指摘の根拠	監査委員意見
特に指摘する事項は見受けられなかった。		

契約事務に関して、衆議院の急な解散によることを理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による1者特命随意契約の締結が見られたが、当該契約理由だけで、1者特命随意契約が締結できるものではない。一定の緊急性がある場合でも、可能な場合には複数事業者に見積依頼を行うなど競争性を担保し、経済的合理性に留意されたい。

なお、契約締結伺において、保証金・保証人が免除となっているが、その根拠理由が記載されていないものが散見されるため、決裁時に免除の根拠理由を記載されたい。

また、備品管理に関して、一部備品の更新記録の整理がされていないものが見られたため、適切な記録管理をされたい。